

国土強靱化の取組の着実な推進について（案）

令和 7 年 8 月 8 日
国土強靱化の推進に関する
関係府省庁連絡会議

1. 基本認識

- 近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震も切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。このため、令和 2 年 12 月に「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」（以下「5 か年加速化対策」という。）を閣議決定し、防災・減災、国土強靱化の取組の更なる加速化・深化を図ることとした。
- 令和 5 年 6 月には、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」（以下「基本法」という。）に、新たに国土強靱化実施中期計画の策定を位置付けた一部改正法が公布・施行され、また、同年 7 月には、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、新たな「国土強靱化基本計画」を閣議決定した。
- 令和 7 年 6 月 6 日に、令和 6 年能登半島地震などの近年の災害や国土強靱化施策の実施状況の評価等を踏まえ、5 か年加速化対策に続く計画として「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（以下「実施中期計画」という。）を閣議決定するとともに、令和 7 年度に取り組むべき主要施策を明示した「国土強靱化年次計画 2025」（以下「年次計画 2025」という。）を国土強靱化推進本部において決定したところである。
- 関係府省庁においては、各施策の目標が着実に達成されるよう、年次計画 2025 に定める施策の推進方針にのっとり、最終年度を迎えた 5 か年加速化対策や、それに続く実施中期計画を始めとする国土強靱化の取組を切れ目なく進めていくことが必要である。
- 一方、国土強靱化を更に推進し実効性あるものとするためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者が総力を挙げて積極的に取り組むことが不可欠であ

る。

- 国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）は、概ね全ての地方公共団体で策定されているところであるが、国土強靱化基本計画の改定や実施中期計画の策定を踏まえ、不断の検証、見直しにより計画内容の充実を図ることが重要である。また、令和7年4月に改正された「半島振興法」や令和7年7月に変更された「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」等に基づく地域の計画の改定等と連携を図る必要がある。
- また、民間の取組は、事業継続性の確保が災害時の迅速な復旧復興に資することとはもとより、新たなイノベーションや更なる民間投資の拡大をもたらし、我が国の持続的な経済成長等にも貢献するものであることを踏まえ、国土強靱化貢献団体認証制度等の事業継続力強化に資する制度の周知・普及、民間の防災投資の促進等を通じて、その取組を促進することが重要である。
- 今後も、国と地方公共団体、官と民が連携しながら、強靱な国づくりを着実に強力に進めていく必要がある。

2. 国土強靱化の取組の着実な実施に向けて

関係府省庁は、以下に留意しつつ、年次計画 2025 に定められた施策を着実に推進するとともに、今年度の災害発生状況等を踏まえ、適切な対応を速やかに行う。

（1）5か年加速化対策の推進

- 5か年加速化対策は、全体でおおむね 15 兆円程度の事業規模を目途としていたところ、年次計画 2025 において、最終年度の5年目となる令和7年度までに全体で約 15.6 兆円の事業規模となっているところであり、5か年加速化対策に基づく取組を着実に推進する。
- 施策ごとに設定した目標に基づき進捗管理を行う。また、円滑な事業実施のための体制を確保し、事業効果の早期発現に努めるとともに、地域経済の活性化に寄与する公共事業等が円滑に実施されるよう、適正な積算の実施や工期の設定、単価の見直しに努め、国庫債務負担行為の積極的な活用による施工時期の平準化や地域の実情を踏まえた適切な規模での発注等を推進するなど、適切な予算執行等に努める。

なお、令和5年5月の会計検査院からの検査報告を踏まえ、引き続き予算の執行に関するフォローアップ調査を実施する。

（２）実施中期計画の推進

- 実施中期計画は令和８年度を計画の初年度としているが、５か年加速化対策と切れ目なく取組を進めるため、令和７年度中から必要な検討を行い、その取組の実効性を確保する。特に以下について検討等を行う。
 - ・ 実施中期計画における、「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」、「地域における防災力の一層の強化」の施策について、実施に向けた必要な検討を行う。
 - ・ 実施中期計画では、「組織の枠を超えた施策連携強化型の国土強靱化を推進」すること、「民の力を最大限発揮していく必要がある」としているところであり、施策を実施するに当たり、施策連携や官民連携による対策を積極的に検討する。
 - ・ 実施中期計画では、人口減少・少子高齢化等を背景として、「将来の担い手確保・育成やデジタル等新技術の活用による生産性向上、広域連携による相互補完のための体制整備等の事業実施環境の整備については対応が急務である。関連施策を強力に推進するとともに、効果の確認が可能となるよう、評価に必要なデータ収集を進めるものとする。」としており、取組を実施する。
- 今後、実施中期計画に含まれる各施策について、事業実施のための体制を確保して円滑な執行に努めるとともに、計画期間内や長期の目標の進捗状況、予算の確保やその執行状況のフォローアップを適切に行うことにより、PDCA サイクルを通じた国土強靱化のスパイラルアップを図る。

各施策の目標の進捗状況を整理するに当たっては、全国ベースの進捗のみならず、地図上で進捗を表現すること（見える化）等により、各地域・施設における取組状況や取組推進の必要性が把握できるよう工夫する。

- 実施中期計画の予算の状況については、「計画期間内に実施すべき施策」（全 326 施策）の予算について確認・管理する。
- 基本法において、「国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とする」とされており、各分野において、国土強靱化基本計画に定める国土強靱化の基本的考え方や推進方針を基本とした取組を実施することにより、国土強靱化を総合的かつ計画的に推進する。

(3) 地域計画の策定・改定及び地域の国土強靱化の取組の促進（国土強靱化地域計画に基づき実施される地域の強靱化の取組支援等）

- 地域計画は、「国土強靱化基本計画」と調和を保つ必要があり、また、地域の強靱化に資する施策は国が実施主体となっているものも多いことから、地域計画の策定・改定や、地域計画に基づく取組を実施する地方公共団体等と十分な連携を図るとともに、必要な協力・支援を行う。特に、今後、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画や半島振興計画等の改定を進めることを踏まえ、地方公共団体が、これら計画の検討と連携して地域計画の検討ができるよう、必要な協力・支援を行う。
- 地方公共団体が策定した地域計画に基づく取組等に対し、令和7年度予算の58の交付金等の交付に当たって、重点化等を行うなどの支援を行う。
- 地方公共団体における強靱化の取組を促進するため、令和8年度以降、交付金・補助金制度の趣旨等に留意しつつ、実施中期計画を踏まえ、当該年度の採択、予算配分において、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置付けられた事業への「重点化」を進め、その状況を内閣官房において取りまとめ・公表するとともに、地方公共団体が取り組む国土強靱化施策を支援対象とする関係府省庁の交付金・補助金のメニューリストを内閣官房において取りまとめ・公表する。
- 実施中期計画では、「南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定地域のほか、半島・離島等の条件不利地域については、関連計画等における国土強靱化施策の位置付け等を踏まえ、当該計画等のフォローアップと連携し、地域別の進捗状況等を確認するものとする」としており、関連計画等のフォローアップと連携した実施中期計画の進捗状況等の確認を行う。

(4) 民間の取組の推進

- 昨今の災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性の高まり等も踏まえ、企業による自主的な防災減災投資や事業継続計画の策定が促進されるよう、国土強靱化貢献団体認証制度をはじめ各府省庁で所管する民間の事業継続力強化に資する制度の普及・周知及び適切な支援を行う。加えてPPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策、維持管理等を進めるほか、被害予測等の情報提供を徹底するなど、国土強靱化に資する自主的な民間の投資を誘発する仕組みを構築する。さらに、令和6年度に創設された国土強靱化に

関する内閣総理大臣賞等を通じて、民間による国土強靱化に資する先導的な取組の促進・波及を強化する。

(5) 広報・普及啓発活動の推進

○ 国土強靱化の理念・考え方やその必要性、実施中期計画の内容や施策の意義について、広報・啓発活動を積極的に展開し、国民全体の理解と参画を促進する。これにより、国民一人ひとりが自然災害等と向き合う姿勢を育み、自助・共助の取組を推進する。

○ 令和4年6月に策定した「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」に基づき、受け手の視点に立った、分かりやすい情報発信の強化に努める等の主体的・積極的な広報・普及啓発活動を実施する。具体的には、

① 内閣官房は、災害発生時に実際に効果を発揮した事例について関係府省庁の協力を得て取りまとめ・情報発信、HP・SNSでの情報発信の強化、国土強靱化ポスター、様々なイベント等を通じた国土強靱化の理念等の普及・啓発等を実施する。また、これまでに作成した「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による取組事例集」等に加え、令和7年4月に作成した「国土強靱化 民間の取組事例集（強くしなやかな日本をつくるためのリーディング・ケース（Vol.11）」等を活用し、更なる広報に努める。さらに、5か年加速化対策による取組事例集を関係府省庁の協力を得て作成する。

② 関係府省庁が共通して取り組む事項として、国土強靱化に関するHPの作成等、主体的・積極的な広報・普及啓発活動や、国土強靱化に関する事業で工事等を実施する際には、現場の看板等に国土強靱化の関連工事であることを明記することなどにより周知に努めるなどを実施する。

また、関係府省庁ごとの主な取組として、国土強靱化関係事業に関する広報・普及啓発活動（効果事例等の取りまとめ・普及啓発等）、民間企業・団体等の国土強靱化を促進するための広報・普及啓発活動（各業界のBCP策定支援等）、国民向けの取組（防災教育の充実・促進等）を実施する。

○ 国民が国土強靱化の重要性に理解と関心を深め、自助・共助・公助の理念に基づき、自らが主体的に国土強靱化について考え、自発的に行動することが重要であり、そのための環境を整備するため、防災に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションに継続的に取り組む等、リスクコミュニケーションの取組を推進する。

3. 令和8年度予算の概算要求等について

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定）」（別紙1）においては、「気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災・老朽化対策を含む国土強靱化の取組を切れ目なく推進する。「国土強靱化基本計画」に基づき必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

実施中期計画に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める。その際は、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。」こととされている。

- 関係府省庁は、国土強靱化関係予算について、「国土強靱化基本計画」及び実施中期計画（別紙2）にのっとり、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進するため、予算編成過程でメリハリをつけた要求を行う。
- 令和8年度概算要求等に当たっては、横断的分野である「リスクコミュニケーション」「人材育成」「官民連携」「老朽化対策」「研究開発」「デジタル活用」に係る取組とともに、基本的な方針である「国民の生命と財産を守る防災インフラ」「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」「地域における防災力の一層の強化」に係る取組、ハード・ソフト一体となった取組、非常時のみならず平常時にも活用される取組に留意する。
- 内閣官房は、8月末を目途に関係府省庁の概算要求と税制改正要望を取りまとめて公表する等、予算編成過程において適切に対応する。
- なお、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)(抜粋)

第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

(1) 防災・減災・国土強靱化の推進

(防災・減災・国土強靱化の推進)

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災・老朽化対策を含む国土強靱化の取組を切れ目なく推進する。「国土強靱化基本計画」に基づき必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。

「第 1 次国土強靱化実施中期計画」¹³⁵に基づく取組を着実に推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める。その際は、近年の資材価格や人件費の高騰の影響等を適切に反映し、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

「災害外力・耐力の変化」「社会状況の変化」「事業実施環境の変化」という 3 つの変化に対応し、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水の加速化・深化¹³⁶、盛土の安全対策、官民で取り組む港湾の協働防護、次期静止気象衛星等を活用した線状降水帯・台風・洪水・土砂災害・高潮等の予測精度向上等の防災気象情報の高度化、森林整備・治山対策等を推進する。経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化のため、フェーズフリー¹³⁷な仕組みの活用、上下水道などのインフラ老朽化対策・耐震化の加速化、高規格道路の未整備区間の解消、港湾・空港の防災拠点化等の災害に強い交通ネットワーク構築、無電柱化、大雪対策等を進める。道路啓開計画の実効性向上に取り組む。デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化のため、TEC-FORCE 等の国の災害支援体制・機能¹³⁸の拡充・強化、消防・防災 DX、防災科学技術の開発・導入等を進める。災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化のため、サプライチェーンの強靱化、土地利用と一体となった減災対策、船舶活用医療提供体制の整備¹³⁹、医療コンテナ活用、歯科巡回診療や

被災地の災害医療システム活用等の推進による医療の継続性確保、制度的対応も含めた災害廃棄物処理体制の充実等に取り組む。地域の防災力強化のため、地域の実情を踏まえ、災害リスク情報の整理、分かりやすい防災気象情報の提供、学校を始め避難所等の耐災害性の強化や再エネ・蓄電池の導入、地域の貴重な文化財を守る防災対策等に取り組む。

国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。

¹³⁵ 令和7年6月6日閣議決定。

¹³⁶ 海岸の侵食対策、ため池の防災・減災対策及びグリーンインフラの活用推進を含む。

¹³⁷ 平時と災害時の境界をなくし、平時の生活を充実させることで災害時の生活も充実させるという考え方。

¹³⁸ 地方整備局等、地方運輸局、国土地理院、気象庁、研究機関等の災害対応を行う体制・機能及び職員の活動環境・処遇を含む。

¹³⁹ 「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画」（令和7年3月18日閣議決定）に基づく。

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(4) 戦略的な社会資本整備の推進

(持続可能なインフラマネジメントとまちづくりの高度化)

埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、進行するインフラ老朽化に対して、緊急性や経済的・社会的影響等を勘案し、優先順位を明らかにして対策を進める。広域的・戦略的なインフラマネジメントの実施、新技術・データの活用、事業者間や官民の連携促進により、予防保全型への本格転換や維持管理の高度化・効率化、地域の将来像を踏まえた集約・再編や公的ストックの適正化を推進するとともに、老朽化対策の効果の見える化を進める。受益者負担や適切な維持管理の観点から、財源対策について検討を行う。立地適正化計画による取組を充実させるとともに、災害に強い国土・地域づくりの観点も踏まえて広域的な都市圏のコンパクト化を進める。エリア価値向上に向けた地域に根ざす国公有財産の戦略的マネジメントを進める。不動産IDへの位置情報の付与や3Dモデル（建築BIM²⁶¹、PLATEAU）の連携の取組を進め、建築・都市のDXを進展させ、まちづくり・防災の高度化や新ビジネス創出を進める。

(公共投資の効率化・重点化)

引き続きi-Construction 2.0を推進し、建設現場の自動化・省人化を進めるとともに、女性・外国人を始め多様な人材の活躍を推進し、建設業の担い手の確保・育成に取り組む。インフラデータの分野横断的な整備・オープン化²⁶²を進め、インフラDXを加速する。

災害の激甚化・頻発化、インフラ老朽化の更なる進行の中で、社会資本が将来にわたって機能を発揮するとともに、民間事業者が安心して設備投資²⁶³や人材育成を行うことができるよう、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、戦略的・計画的な取組を進める。その際、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、今後にも必要な事業量を確保しつつ、実効性のあるPDCAサイクルを回しながら社会資本整備を着実に進める。

²⁶¹ Building Information Modelingの略称。関係者のデータ共有等により建設生産・管理システム全体を効率化。

²⁶² 国土交通データプラットフォームや、データ整備・利活用によりEBPM・ビジネス創出に取り組むProject LINKS等。

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）（抜粋）

第4章 推進が特に必要となる施策

2 対策の事業規模

第3章において示した計画期間内に実施すべき施策について、その推進が特に必要となる施策は1において示したとおりであり、その事業規模は、別表に示すとおり、今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する。また、対策の初年度については、経済情勢等を踏まえ、速やかに必要な措置を講ずる。

次年度以降の各年度における取扱いについても、予算編成過程で検討することとし、今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応する。

また、本対策には、財政措置に加え、財政投融資のほか、民間事業者等による事業が想定されている。

第5章 フォローアップと計画の見直し

第3章において示した計画期間内に実施すべき施策については、定期的に進捗状況のフォローアップを行い、その結果については、基本計画に基づき国土強靱化推進本部が取りまとめる年次計画において整理し公表するものとする。その際、第3章及び第4章において示した目標（重要業績評価指標（以下「KPI」という。））の進捗状況等を確認するとともに、「新たな国土強靱化基本計画に基づく国土強靱化施策の推進及び実施中期計画の策定に向けた国土強靱化施策の実施状況の評価の在り方について」（令和6年1月23日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議）を踏まえ、KPIの継続的な改善を図ることとし、第4章において示した推進が特に必要となる施策については、予算の確保やその執行状況も含めてフォローアップを行うものとする。あわせて、災害経験から得られた知見を確実に継承していくため、対策の課題や効果について取りまとめ、効果的に発信する。

また、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定地域のほか、半島・離島等の条件不利地域については、関連計画等における

国土強靱化施策の位置付け等を踏まえ、当該計画等のフォローアップと連携し、地域別の進捗状況等を確認するものとする。

くわえて、人口減少・少子高齢化を背景に担い手の減少や高齢化が進展し、人材の需要と供給にギャップが生まれつつある分野もあることから、将来の担い手確保・育成やデジタル等新技術の活用による生産性向上、広域連携による相互補完のための体制整備等の事業実施環境の整備については対応が急務である。関連施策を強力に推進するとともに、効果の確認が可能となるよう、評価に必要なデータ収集を進めるものとする。

これらの取組を通じ、実施中期計画の見直しが必要と認められる場合には、第2章に示した実施中期計画の計画期間の終了を待たず、見直しを行うものとする。

さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。